

## 指定失効等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書

指定失効等に伴う覚醒剤原料の所有数量について、覚醒剤取締法第30条の15第1項の規定により、報告します。

年 月 日

住 所

報告義務者続柄

氏 名

印

山梨県知事 殿

指 定 の 種 類			
指 定 証 の 番 号	第 号	指 定 年 月 日	年 月 日
業 務 所 又 は 研 究 所	所 在 地		
	名 称		
品 名	数 量		
報告の事由及びその 事由の発生年月日			

(備考)

- 1 法人の場合は住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 指定証の番号及び指定年月日欄並びに業務所又は研究所欄には、指定失効等前のものを記載すること。